

特別児童扶養手当「所得状況届」を忘れずに

特別児童扶養手当を受給している方(所得限度額超過により、支給停止中の方を含む)が、受給資格を継続するためには、毎年「所得状況届」の提出が必要です。

提出された所得状況届をもとに、受給者本人および同居親族などの所得状況を確認し、本年8月から翌年7月までの手当が受給できるかどうかを判定します。

受給者の方には、所得状況届書を同封した通知を送付します。

◎平成28年4月に手当額が見直されました。改定額は下表のとおりです。

特別児童扶養手当	平成28年3月まで (改正前)	平成28年4月から (改定後)
1級	51,100円	51,500円
2級	34,030円	34,300円

提出がないと、同期間の手当が受けられなくなり、忘れずに提出をお願いします。

▼提出期間 8月3日(水)～31日(水、土、日、祝日を除く)

▼提出場所 伊奈庁舎社会福祉課

▼持参するもの ①ご自宅に届いた通知をご覧ください。

妊産婦マル福、10月から所得制限緩和

10月1日(土)から、茨城県による妊産婦医療福祉費支給制度(マル福)の所得制限が緩和されます。

それに伴い、該当になる方は8月中旬頃にご案内の通知が届きますので、ご確認ください。

■該当になる方

現在母子手帳の交付を受けていて、出産予定日が9月1日(木)以降の方。なおかつ、所得制限額を超えているため妊産婦のマル福受給者証の交付対象にならなかった方。

※改正後の所得制限額を超えている方は該当になりません。

※現在マル福受給者証をお持ちの方は、手続きは不要です。

に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護(保護者として生活の面倒を見ること)している父または母、もしくは父母に代わって養育している方が受けられる手当です。

なお、対象と思われる児童を監護していて、まだ申請をしていない方は、お問い合わせください。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58-2111 (内線 4101)

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58-2111 (内線 4405)

■所得制限表

扶養人数	所得制限額 (控除後の金額)	
	改正前	改正後
0人	401万円未満	630万円未満
1人	431万円未満	668万円未満
2人	461万円未満	706万円未満
3人	491万円未満	744万円未満
4人以上	扶養人数が1人増えるごとに30万円ずつ加算	扶養人数が1人増えるごとに38万円ずつ加算

※本人と配偶者(結婚予定者も含む)各々の所得で判定

伝えます！障がいのこと

～障がい者支援コラム Vol. 3～

あなたは「障がい者マーク」についてどれくらい知っていますか？

 障がい者に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについてわかりやすく表示するためのいろいろな「障がい者マーク」があります。こちらの標示は見たことがありますよね。障がい者のための国際シンボルマークです。このマークは「障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク」であり、障がい者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりません。では、「障がい者マーク」について、みなさんはどれだけご存知でしょうか。

障がいの中には心臓や腎臓などの身体内部の機能の障がいや、耳が聞こえにくいといった聴覚の障がいなどのように見た目にはわかりにくい障がいがあります。自らこれら

のマークを使って障がいがあることを自己表示している人には、理解を示し、同じ社会人としてのマナーと思いやりを持って接することが大切です。



身体障がい者標識：肢体不自由により運転免許に条件がある障がい者が運転する自動車の表示



聴覚障がい者標識：聴覚障がいにより運転免許に条件がある身体障がい者が運転する自動車の表示



耳マーク：難聴や失聴などの聴覚障がいがあることを表示



視覚障がい者のための国際シンボルマーク：視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した施設などの表示



オストメイトマーク：人工肛門・人工ぼうこうの方(オストメイト)のトイレなどの表示



ハートプラスマーク：内臓などの身体内部に障がいのあることを表示



ほじょ犬マーク：身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の啓発のための表示

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58-2111 (内線 4102)